## 適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ · 4	\、 汉受印 \																			[1/	<b>/2]</b>
令和	] 年	三月	F	申	住が、	又 に 人 の 店 る 事	場 マ	所)は	(〒 <b>7</b> ❷(法人 <b>広島</b>	、の場合	のみ公	表される		目一都	_	_	082		- 94	2 –	- 592	2 )
				,	納	リ カ 税	<i>i</i> + )	地	(〒 7	-	_		3三丁	目一番			002	-			002	
				請	(フ 氏名		i ナ) は名		オガワ ◎ 小川						(電話	番号	082	<u> </u>	94	2 -	592	2 )
				者	(法)	人の		. )														
	廿日市		署長殿			人	番	号														
公表 1 2 な	されま 申請者 法人 よ よ よ よ	す。 の氏名 人格の :記1及	又は名 ない社 び2の	称 団等る ほか、	事項 ( <b>②</b> を除く。 登録番 て公表し	)にあ 号及で	かって <i>に</i> が登録 <sup>伝</sup>	ま、 年月	本店 3 日 が 2	スは主 公表さ	こたる これま	事務原	折の所	在地								- ジで
(	平成2 <b>※</b> 半	8年法行 i該申訂	津第15 青書は	号) 、所 <sup>:</sup>	求書発 第 5 条 得税法 日以前 l	の規5 等の-	<b>定によ</b> −部を	るi 改i	改正後 Eする	後の消 か法律	肖費利	总法第	957条	· の 2	第 2	項の	規定	にに」	より ほ	申請)	します	٠.
					期間の							場合	は令和	11 5 年	三6月	∄ 30 ⊨	1) ま	でに	220	の申記	青書を	·提出
事	業	者	X	分	※ 次身	医「登録	を提出。	)確認	<b>Z</b> 課 認」欄	税事を記載	<b>業者</b>	くださ	: V )	きた、	免税	免和事業者	脱事業に該当	業者	場合			_
判定合はこのになか	により 令和 5 申請書 ったこ	月31日 課税事 年6月3 を提出す ととは、その	業者とた 30日)ま ることだ き困難た	なる場 まででき な事情																		
税	理	±	署	名	税理:		長谷	})  ÷	会計						(電話	6番号	082	<u> </u>	- 27	2 –	- 586	8 )
<b>※</b> 税 務	整理番号				部門 番号		申請	青年	三月日			年	月			信	年	F		日意		
75署処理	_ 入 カ	処 理		年	月	日	番号確認				身元 確認			確認 書類			ード/ii   	1 1 1 1		軍転免許	File )	
欄	登 録	番 号	T					1		1												

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	- 氏名又は名称 <b>小川 孝治</b>										
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。										
免税	□ 令和 5 年10月 1 日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する (平成28年法律第15号) 附則第44条第 4 項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	法律									
事	個人番号										
業	事 生年月日(個	日									
者	内     スケスは設立     年 月 日       市     年月日(法人)	日 —— 円									
の		- 1									
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け	月 31日									
認	ようとする事業者  令和 年 月	日									
登 録	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ										
要	の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。										
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)	え									
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して 口 はい 口 います。	ヽえ									
参											
考											
事											
項											